

諮問庁：環境大臣

諮問日：令和5年8月2日（令和5年（行情）諮問第667号，同第669号，同第679号及び同第752号）

答申日：令和5年12月18日（令和5年度（行情）答申第533号，同第535号，同第545号及び同第563号）

事件名：市町村が民間の一般廃棄物最終処分場に継続して処分を委託する計画を策定することができるかと判断している理由と法的根拠が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

市町村が他の市町村の一般廃棄物最終処分場において地域ごとに必要となる最終処分場を継続的に確保する一般廃棄物処理基本計画を策定することができるかと判断している理由と法的根拠が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

民間業者に処分を委託する側の市町村，民間業者に施設の設置許可を与える側の都道府県及び地域内に民間の最終処分場がある市町村の行政上の責任の違いが分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

最終処分場の整備を行う努力を放棄し適正な一般廃棄物処理計画を策定していない特定の市町村に対し必要な技術的援助を与えずに財政的援助を与えることができると判断していた理由と法的根拠が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下，併せて「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした各決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し，令和5年3月20日付け環循適発第2303207号，同第2303209号，同第23032019号及び同第23032710号により環境大臣（以下「環境大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下，順に「原処分1」ないし「原処分4」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね次

のとおりである。

(1) 審査請求書（原処分1及び原処分2）

- ア 環境省は、特定県Aの特定市Bと特定村Cと特定村Dが推進している「ごみ処理の広域化」に対する事務処理に対して循環型社会形成推進交付金を交付している（重要）。
- イ 環境省が、特定県Aの特定市Bと特定村Cと特定村Dが推進している「ごみ処理の広域化」に対して交付している循環型社会形成推進交付金に関する事務処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）4条3項の規定に基づく市町村に対する国の財政的援助に係る事務処理になる。
- ウ 廃棄物処理法4条3項の規定により、国は市町村に対して一般廃棄物の適正な処理に必要な技術的援助を与えずに財政的援助を与えることはできない。
- エ 環境省が、特定県Aの特定市Bと特定村Cと特定村Dが推進している「ごみ処理の広域化」に対して交付している循環型社会形成推進交付金には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）の規定が適用される。
- オ 補助金適正化法3条1項の規定により、環境大臣は循環型社会形成推進交付金に係る予算の執行に当たって、同交付金が公正に使用されるように務めなければならない（重要）。
- カ 補助金適正化法6条1項の規定により、環境大臣は循環型社会形成推進交付金に係る交付の決定に当たって、交付対象事業の目的と内容が適正であるかどうかを確認しなければならない（重要）。
- キ 環境省が定めている循環型社会形成推進交付金交付要綱において、環境省は、「交付金は、市町村が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）に規定する循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）を踏まえるとともに、廃棄物処理法に規定する廃棄物処理施設整備計画との調和を保つよう努め、廃棄物処理法に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。」としている。
- ク 廃棄物処理法の上位法である循環基本法に規定する循環基本計画において、政府は「一般廃棄物最終処分場の残余年数については、2017年度の水準（20年分）を維持する。」としている。
- ケ 廃棄物処理法に規定する廃棄物処理施設整備計画においても、政府は「一般廃棄物最終処分場の残余年数については、2017年度の水準（20年分）を維持する。」としている。

- コ 廃棄物処理法に規定する基本方針において、環境大臣は、一般廃棄物の最終処分場については、「平成25年3月31日現在の一般廃棄物の最終処分場の残余年は19.7年であり、この水準を維持するものとする。」としている。
- サ 廃棄物処理法に規定する基本方針において、環境大臣は、一般廃棄物の最終処分場については、「地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとする。」としている。
- シ 廃棄物処理法に規定する基本方針において、環境大臣は、一般廃棄物処理施設の整備については、「地域における循環型社会の形成を推進するための総合的な計画となるよう一般廃棄物処理計画を作成して実施することを基本とする。」としている（重要）。
- ス 言うまでもなく、国や都道府県は、一般廃棄物処理計画を作成することはできない（重要）。
- セ また、地方自治法の規定により、都道府県と市町村はその事務を処理するに当たって相互に競合しないようにしなければならない（重要）。
- ソ そもそも、市町村は、廃棄物処理法4条1項の規定により、市町村の自治事務である一般廃棄物処理事業の実施に当たって、施設（最終処分場を含む）の整備に努めなければならないことになっている（重要）。
- タ 法制度上、市町村は市町村の自治事務に適用される努力義務規定に対する努力を、自らの判断に基づいて放棄することはできない（重要）。
- チ 法制度上、国と都道府県は市町村に対して市町村の自治事務に適用される努力義務規定に対する市町村の努力を自らの判断に基づいて免除することはできない（重要）。
- ツ 仮に、国や都道府県が市町村に対して市町村の自治事務に適用される努力義務規定に対する市町村の努力を自らの判断に基づいて免除していることが判明した場合は、国や都道府県が市町村の自治事務に対して不当に関与していることになる（重要）。
- テ 廃棄物処理法6条1項の規定により、市町村は一般廃棄物処理計画を策定しなければならないことになっている。
- ト 環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針において、環境省は、「一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、国や都道府県の計画等を踏まえたものとする。」としている。
- ナ 環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針において、環境省は「市町村は、廃棄物処理法の基本方針を踏まえて、一般廃棄物処理計画を策定することが適当である。」としている。

- ニ 環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針においても、環境省は、一般廃棄物の最終処分場については、「地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとする。」としている。
- ヌ ちなみに、特定県Aが定めている第5期廃棄物処理計画において、県は一般廃棄物の最終処分場について、「循環型社会を支える最終的な基盤施設として、現施設の延命化を図るとともに、今後も計画的に整備を進めていく必要がある。」としている。
- ネ 環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針において、環境省は、「市町村が循環型社会形成推進地域計画を策定する場合には、一般廃棄物処理計画との整合性に配慮する必要がある。」としている。
- ノ 環境省が作成している循環型社会形成推進地域計画作成マニュアルにおいて、環境省は、「地域計画で記述した今後の処理体制等と、廃棄物処理法に基づき市町村が作成する一般廃棄物処理計画に記載されたごみ及び生活排水の処理に関する処理体制等の基本的事項とは整合性が図られている必要があるため、必要に応じて一般廃棄物処理計画の修正を行うこととする。」としている。
- ハ 環境省が作成している循環型社会形成推進交付金交付制度Q&Aにおいても、環境省は、「地域計画の策定主体は、一般廃棄物処理計画と地域計画の整合性が確保されるよう配慮する必要がある。」としている。
- ヒ 特定県Aの特定村Cと特定村Dが策定している一般廃棄物処理基本計画は最終処分場の整備を行う努力を放棄して他の市町村において民間委託処分を継続する計画になっているので、政府が定めている循環基本計画を踏まえて策定されていない（重要）。
- フ また、特定県Aの特定村Cと特定村Dが策定している一般廃棄物処理基本計画は、政府が定めている廃棄物処理施設整備計画との調和が保たれていない（重要）。
- ヘ そして、特定県Aの特定村Cと特定村Dが策定している一般廃棄物処理基本計画は、環境大臣が定めている廃棄物処理法の基本方針に沿って策定されていない（重要）。
- ホ しかも、特定県Aの特定村Cと特定村Dが策定している一般廃棄物処理基本計画は、県が定めている第5期廃棄物処理計画を踏まえて策定されていない（重要）。
- マ 結果的に、特定県Aの特定村Cと特定村Dが策定している一般廃棄物処理基本計画は、環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針に即して策定されていないことになる（重要）。
- ミ 結果的に、特定県Aの特定市Bと特定村Cと特定村Dが作成した循

環型社会形成推進地域計画は、環境省が作成している循環型社会形成推進地域計画作成マニュアルと循環型社会形成推進交付金制度Q & Aに即して策定されていないことになる（重要）。

ム そして、環境省は特定村Cと特定村Dが策定している一般廃棄物処理基本計画との整合性が確保されていない特定市と2村が作成した循環型社会形成推進地域計画を適正な計画であると判断して承認していることになる（重要）。

メ しかも、環境省は特定市Bと特定村Cと特定村Dが作成した、2村が策定している一般廃棄物処理基本計画との整合性が確保されていない不適正な循環型社会形成推進地域計画に従って循環型社会形成推進交付金を交付していることになる（重要）。

モ いずれにしても、廃棄物処理法の上位法である循環基本法の規定による循環基本計画において、政府は「国の取り組みとして、一般廃棄物についての適正処理を推進するため、市町村の統括的な処理責任や一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用について引き続き周知徹底を図る。」としている。

ヤ したがって、環境省が審査請求人が請求している行政文書を作成・取得していない場合は、環境省が循環基本計画に従って、国の取り組みとして、一般廃棄物についての適正処理を推進するため、市町村の統括的な処理責任や一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用について周知徹底を図っていないことになる（重要）。

ユ また、国として特定村Cと特定村Dに対して一般廃棄物の適正な処理に必要な技術的援助を与えずに財政的援助を与えていることになる（重要）。

ヨ 仮に、環境省が最終処分場の整備を行う努力を放棄して他の市町村において民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を策定している特定村Cと特定村Dに対して財政的援助を与えている場合は、環境省が2村に対して最終処分場の整備を行う努力を免除して財政的援助を与えていることになる（重要）。

ラ そして、環境省が特定村Cと特定村Dに対して最終処分場の整備を行う努力を免除して財政的援助を与えている場合は、環境大臣が循環型社会形成推進交付金に係る予算の執行に当たって、交付金が公正に使用されるように努めていないことになる（重要）。

リ 以上により、環境省が審査請求人が請求している行政文書を作成・取得していない場合は、速やかに作成して審査請求人に対して開示しなければならない（重要）。

ル なお、廃棄物処理法を所管している国の行政機関である環境省が審査請求人が請求している行政文書を作成しない場合は、国内における

すべての市町村が、焼却施設の整備に当たって最終処分場の整備を行う努力を放棄して他の市町村において民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画と循環型社会形成推進地域計画を策定することができることになり、結果的に環境省の循環型社会形成推進交付金制度が崩壊することになるので、不開示決定に当たって行政手続法 8 条 1 項の趣旨に照らして、その理由を付記しなければならない（重要）。

(2) 審査請求書（原処分 3）

- ア 廃棄物処理法の上位法である循環基本法 9 条の規定により、国は、循環型社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有している。
- イ 循環基本法 10 条の規定により、地方公共団体は、循環資源について適正に循環的な利用及び処分が行われることを確保するために必要な措置を実施するほか、循環型社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有している。
- ウ 循環基本法 25 条の規定により、国は、地方公共団体による循環資源の循環的な利用、処分に関する施策その他の循環型社会の形成に関する施策の適切な策定及び実施を確保するため、必要な措置を講じる責務を有している（重要）。
- エ 循環基本法 32 条の規定により、地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた循環型社会の形成のために必要な施策を、その総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施する責務を有している。
- オ 循環基本法に基づく循環基本計画において、政府は、「一般廃棄物最終処分場の残余年数については、2017年度の水準（20年分）を維持する。」としている（重要）。
- カ 循環基本計画において、政府は、「一般廃棄物の処理においては、市町村がその地域内における一般廃棄物処理の統括的責任を有している。」としている（重要）。
- キ 循環基本計画において、政府は、「国の取り組みとして、一般廃棄物についての適正処理を推進するため、市町村の統括的な処理責任や一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用について引き続き周知徹底を図る。」としている（重要）。
- ク 循環基本計画において、政府は、「国の取り組みとして、一般廃棄物の最終処分場については、残余容量の予測を行いつつ、引き続き必要となる最終処分場を継続的に確保する。」としている（重要）。
- ケ 政府が、循環基本計画に従って最終処分場の残余年数を維持するためには、一般廃棄物処理の統括的責任を有している市町村が主体とな

- って必要となる最終処分場の整備を推進しなければならないことになる。
- コ 国が、循環基本計画に従って残余容量の予測を行いつつ、必要となる最終処分場を継続的に確保するためには、一般廃棄物処理の統括的責任を有している市町村が主体となって必要となる最終処分場の整備を推進しなければならないことになる。
- サ そして、国が、循環基本計画に従って残余容量の予測を行いつつ、必要となる最終処分場を継続的に確保するためには、市町村に対して市町村の統括的な処理責任一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用について周知徹底を図らなければならないことになる。
- シ いずれにしても、市町村は、市町村の自治事務である一般廃棄物処理事業に適用される廃棄物処理法4条1項の規定に従って、最終処分場の整備を行うことに努めなければならないことになっている。
- ス 法制度上、市町村は市町村の自治事務であることを法的根拠にして、廃棄物処理法4条1項の規定に甚づく市町村の責務を放棄することはできない。
- セ 法制度上、国は市町村の自治事務であることを法的根拠にして、廃棄物処理法4条1項の規定に基づく市町村の責務を免除することはできない。
- ソ しかし、環境省は、最終処分場の整備を行う努力を放棄して他の市町村において民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を策定している特定県Aの特定村Cと特定村Dが特定市Bと共同で推進している「ごみ処理の広域化」に対する事務処理に対して財政的援助を与えている（重要）。
- タ ちなみに、特定県Aの特定村Cと特定村Dが特定市Bとの「ごみ処理の広域化」に関する事務処理に着手する前から、最終処分場の整備を行う努力を放棄して他の市町村において民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を策定していた（重要）。
- チ 仮に、環境省が、特定県Aの特定村Cと特定村Dが策定している一般廃棄物処理基本計画を適正な計画であると判断している場合は、循環基本計画に従って国内のすべての市町村に対して、市町村は最終処分場の整備を行う努力を放棄して他の市町村において民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を策定することができることについて周知徹底を図らなければならないことになるが、環境省は令和5年度においてもそのような施策は講じていない（重要）。
- ツ その証拠に、環境省は令和5年度においてもごみ処理基本計画策定指針を変更していない（重要）。
- テ いずれにしても、市町村が最終処分場の整備を行う努力を放棄して

他の市町村において民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を策定する場合は、他の市町村の理解と協力を得なければならないことになる。

ト ただし、市町村は他の市町村に対して最終処分場の整備を行う努力を免除することはできない。

ナ また、市町村が最終処分場の整備を行う努力を放棄して他の市町村において民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を策定する場合は、その前に都道府県が民間業者に対して施設の設置許可を与えていなければならないことになる。

ニ ただし、都道府県は市町村に対して最終処分場の整備を行う努力を免除することはできない。

ヌ 廃棄物処理法を所管している国の行政機関である環境省は、国内のすべての市町村と都道府県に対して、一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な技術的援助を与えることに努めなければならないことになっている。

ネ 言うまでもなく、廃棄物処理法を所管している国の行政機関である環境省が市町村や都道府県に対して技術的援助を与えるためには、少なくとも、環境省の責任において、自区域外において一般廃棄物の民間委託処分を継続している市町村の責任と自区域内に民間業者が設置している一般廃棄物の最終処分場がある市町村の責任と民間業者が運営している一般廃棄物の最終処分場に対して設置許可を与えている都道府県の責任の違いを文書により明確にしておかなければならない。

ノ ちなみに、特定県Aの特定市Bと特定村Cと特定村Dが推進している「ごみ処理の広域化」に対する事務処理に対して環境省と連携して循環型社会形成推進交付金を交付するための事務処理を行っている県は、平成時代から最終処分場の整備を行う努力を放棄している2村に対して「廃棄物処理法6条の2の規定により、市町村は民間委託処分を継続することが可能である。」という技術的援助を与えている。

ハ そして、特定県Aは、県議会の土木環境委員会において「市町村には最終処分場の整備を行う法律上の義務はない。」という答弁を行っている。

ヒ その一方で、環境大臣が定めている廃棄物処理法の基本方針に即して特定県Aが定めている第5期廃棄物処理計画において、県は「一般廃棄物の最終処分場については、循環型社会を支える最終的な基盤施設として、現施設の延命化を図るとともに、今後も計画的に整備を進めていく必要がある。」としている。

フ このことは、環境省と連携して市町村に対して循環型社会形成推進交付金を交付するための事務処理を行っている特定県Aが、法令に基

づく市町村の責任と都道府県の責任の違いを十分に理解していない状態で国の財政的援助に関する事務処理を行っていることを意味している。

へ 以上により、環境省が審査請求人が請求している行政文書を作成・取得していない場合は、環境省が最終処分場の整備を行う努力を放棄して他の市町村において民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を策定している特定の市町村（特定村Cと特定村D）に特段の配慮をして技術的援助を与えていることになるので、速やかに作成して審査請求人に対して開示しなければならない（重要）。

ホ なお、環境省が審査請求人が請求している行政文書を作成しない場合は、廃棄物処理法を所管している国の行政機関である環境省が、平成時代から最終処分場の整備を行う努力を放棄している市町村（特定村Cと特定村D）に対する財政的援助に当たって、公平性、公正性、透明性、正当性を確保していないことになるので、不開示決定に当たって行政手続法8条1項の趣旨に照らして、その理由を付記しなければならない（重要）。

（3）審査請求書（原処分4）

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）4条1項の規定により、市町村は一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講じるように努めるとともに、一般廃棄物処理事業の実施に当たって、施設（最終処分場を含む）の整備に努めなければならない。

イ 廃棄物処理法4条1項の規定は市町村の自治事務である一般廃棄物処理事業に対して適用される規定なので、市町村は市町村の判断に基づいて同規定に基づく市町村の責務を放棄することはできない（重要）。

ウ 廃棄物処理法4条1項の規定は市町村の自治事務である一般廃棄物処理事業に対して適用される規定なので、国や都道府県は国や都道府県の判断に基づいて同規定に基づく市町村の責務を免除することはできない（重要）。

エ 仮に、国や都道府県が国や都道府県の判断に基づいて廃棄物処理法4条1項の規定に基づく市町村の責務を免除して事務処理を行った場合は、国や都道府県が市町村の自治事務に対して不当に関与していることになる（重要）。

オ いずれにしても、市町村が市町村の判断に基づいて、市町村の自治事務に適用される努力義務規定に対する努力を放棄することができる場合は、市町村は市町村の判断に基づいて、地方自治法2条14項の規定に従って住民の福祉の増進に努める責務も放棄することができる

ことになる。

カ 廃棄物処理法 6 条 1 項の規定により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。

キ 廃棄物処理法 6 条 1 項の規定に基づく市町村による一般廃棄物処理計画の策定は、同法 4 条 1 項の規定における、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置になる。

ク 仮に、市町村が廃棄物処理法 6 条 1 項の規定に違反して不適正な一般廃棄物処理計画を策定している場合は、当該市町村が、同法 4 条 1 項の規定に従って、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講じるように努めていないことになる（重要）。

ケ 特定県 A の特定村 D が策定している一般廃棄物処理基本計画の対象区域には特定米軍施設が含まれており、同村は米軍ごみを事業系一般廃棄物として整理しているが、同村は米軍ごみのうち「可燃ごみ」以外の一般廃棄物（「不燃ごみ」と「粗大ごみ」と「資源ごみ」）を処理対象物から除外している（重要）。

コ 環境省は、環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針において、一般廃棄物処理計画は、市町村で発生するすべての一般廃棄物について対象としなければならないとしているので、環境省が特定村 C が策定している米軍ごみのうち「可燃ごみ」以外の一般廃棄物（「不燃ごみ」と「粗大ごみ」と「資源ごみ」）を処理対象物から除外している一般廃棄物処理基本計画を適正な計画であると判断している場合は、ごみ処理基本計画策定指針を変更しなければならないことになるが、環境省は令和 5 年度においても変更していない。

サ 特定県の特定村 C と特定村 C が策定している一般廃棄物処理基本計画は、最終処分場の整備を行う努力を放棄して他の市町村において民間委託処分を継続する計画になっている（重要）。

シ 環境大臣は、大臣が定めている廃棄物処理法の基本方針において、一般廃棄物処理施設の整備については市町村が一般廃棄物処理計画を作成して実施することを基本とするとしているので、環境省が特定村 C と特定村 D が策定している最終処分場の整備を行う努力を放棄して他の市町村において民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を適正な計画であると判断している場合は、大臣が基本方針を変更しなければならないことになるが、大臣は令和 5 年度においても変更していない。

ス 環境省は、環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針において、市町村は廃棄物処理法の基本方針を踏まえて、一般廃棄物処理計画を策定することが適当であるとしているので、環境省が特定村 C と特定村 D が策定している一般廃棄物処理基本計画を適正な計画である

と判断している場合は、ごみ処理基本計画策定指針を変更しなければならないことになるが、環境省は令和5年度においても変更していない。

セ また、環境省は、環境省が作成している災害廃棄物対策指針において、市区町村は、極力、自区域内において災害廃棄物処理に努めるとしているため、環境省が特定村Cと特定村Dが策定している一般廃棄物処理基本計画を適正な計画であると判断している場合は、災害廃棄物対策指針を変更しなければならないことになるが、環境省は令和5年度においても変更していない。

ソ 仮に、市町村が一般廃物処理事業の実施に当たって、市町村の判断に基づいて最終処分場の整備を行う努力を放棄することができる場合は、市町村以外の者（国や都道府県や民間業者等）が整備を行うことに努めなければならないことになるが、廃棄物処理法にそのような規定はない（重要）。

タ そして、市町村が一般廃棄物処理事業の実施に当たって、市町村の判断に基づいて最終処分場の整備を行う努力を放棄することができる場合は、結果的に、市町村には最終処分場の整備を行うことに努める責務はないことになるので、国民が市町村による最終処分場の整備を阻止するために裁判所に提訴した場合は、法の定めに基づいて合理的に阻止することができることになる（重要）。

チ ちなみに、特定県Aの特定市Eと特定市Fと特定市Gと特定町Hと特定町Iと特定町Jが構成市町村になっている特定組合は、民間委託処分を回避して市町村による一般廃棄物の最終処分場の整備を推進するために各市町の輪番制により最終処分場の整備を継続する協定を締結している。

ツ したがって、市町村には最終処分場の整備を行うことに努める責務がないことを特定組合の構成市町の住民が知った場合は、裁判所に提訴して最終処分場の整備を阻止することができることになるので、同組合における輪番制が崩壊することになる。

テ なお、特定県Aは、廃棄物処理法5条の5の規定に基づいて、環境大臣が定めている廃棄物処理法の基本方針に即して県が定めている第5期廃棄物処理計画において、一般廃棄物の最終処分場については、現施設の延命化を図るとともに、今後も計画的に整備を進めていく必要があるとしている。

ト そして、廃棄物処理法5条の6の規定により、環境省は都道府県と連携して、都道府県が定めている廃棄物処理計画の達成に必要な措置を講じるように努めなければならないことになっている。

ナ しかし、特定県Aは、県議会の土木環境委員会において、市町村に

は最終処分場の整備を行う法律上の義務はないという答弁を繰り返しているため、県と連携して特定市Bと特定村Cと特定村Dが共同で推進している「ごみ処理の広域化」に対する事務処理に対して循環型社会形成推進交付金に係る予算を執行している環境省の責任において、県に対して市町村による一般廃棄物の最終処分場の整備について、適切な技術的援助を与えなければならない。

ニ 廃棄物処理法の上位法である循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）に規定する循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）と廃棄物処理法に規定する廃棄物処理施設整備計画において、政府は一般廃棄物の最終処分場については、20年分の残余年数を維持するとしているため、市町村が一般廃棄物処理事業の実施に当たって、市町村の判断に基づいて最終処分場の整備を行う努力を放棄することができる場合は、政府は循環基本計画と廃棄物処理施設整備計画に従って一般廃棄物の残余年数を維持するための施策を講じることができないことになる（重要）。

ヌ 循環基本法に規定する循環基本計画において、国は一般廃棄物の最終処分場については、残余容量の予測を行いつつ、必要となる最終処分場を継続的に確保するとしているため、市町村が廃棄物処理事業の実施に当たって、市町村の判断に基づいて最終処分場の整備を行う努力を放棄することができる場合は、環境省は循環基本計画に従って残余容量の予測を行いつつ、必要となる最終処分場を継続的に確保するための措置を講じることができないことになる（重要）。

ネ いずれにしても、特定村Dは、廃棄物処理法4条1項の規定に従って、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講じるように努めていない。

ノ そして、特定村Cと特定村Dは、廃棄物処理法4条1項の規定に従って、最終処分場の整備を行うことに努めていない。

ハ 結果的に、特定村Cと特定村Dは廃棄物処理法4条1項の規定に従って市町村の責務を十分に果たすように努めていないことになる（重要）。

ヒ 廃棄物処理法4条2項の規定により、都道府県は市町村に対して同法4条1項の規定に基づく市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

フ 結果的に、特定県Aは廃棄物処理法4条2項の規定に従って、特定村Cと特定村Dに対して同法4条1項の規定に基づく市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めていないことになる（重要）。

ヘ 廃棄物処理法4条3項の規定により、国は同法4条1項及び同法4

条2項の規定に基づく市町村と都道府県の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

ホ 環境省は、特定県Aの特定市Bと特定村Cと特定村Dが共同で推進している「ごみ処理の広域化」に対する事務処理に対して県と連携して財政的援助を与えている。

マ 結果的に、環境省は特定村Cと特定村Dに対して必要な財政的援助を与えることに努めているが、必要な技術的援助を与えることに努めていないことになる（重要）。

ミ 結果的に、特定県Aは特定村Cと特定村Dに対して環境省と連携して国の財政的援助を与えるための事務処理を行っているが、2村に対して必要な技術的援助を与えることに努めていないことになる（重要）。

ム 廃棄物処理法の上位法である循環基本法に規定する循環基本計画において、国は、一般廃棄物についての適正処理を推進するために、市町村の統括的な処理責任や市町村による一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用について周知徹底を図ることになっている。

メ 国が、一般廃棄物についての適正処理を推進するために、市町村の統括的な処理責任や市町村による一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用について周知徹底を図るためには、廃棄物処理法4条3項の規定に従って、市町村に対して積極的に技術的援助を与えることに努めなければならないことになる。

モ 結果的に、環境省は、特定村Cと特定村Dに対して財政的援助を与えることに努めているが、市町村の統括的な処理責任や一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用について周知徹底を図っていないことになる（重要）。

ヤ 環境大臣は、大臣が定めている廃棄物処理法の基本方針において、一般廃棄物処理施設の整備については市町村が一般廃棄物処理計画を作成して実施することを基本とするとしている。

ユ 結果的に、環境省は、大臣が定めている基本方針に反して特定村Cと特定村Dに対して財政的援助を与えていることになる（重要）。

ヨ 環境省の循環型社会形成推進交付金には補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）の規定が適用されるが、同法3条1項の規定により、環境大臣は、交付金に係る予算の執行に当たって、交付金が公正に使用されるように努めなければならないことになっている。

ラ そして、環境大臣は、市町村に対する交付金の交付決定に当たって、補助金適正化法6条1項の規定に従って必要な調査を行い、交付対象

事業の内容が適正であるかどうかについて確認しなければならないことになっている。

- リ 結果的に、大臣は、特定県Aの特定市Bと特定村Cと特定村Dが共同で推進している「ごみ処理の広域化」に対する事務処理に対して、補助金適正化法3条1項の規定に違反して交付金に係る予算を執行していることになる（重要）。
- ル 結果的に、大臣は、特定県Aの特定市Aと特定村Cと特定村Dが共同で推進している「ごみ処理の広域化」に対する事務処理に対して、補助金適正化法6条1項の規定に違反して交付金の交付を決定していることになる（重要）。
- レ ちなみに、特定市Bと特定村Cと特定村Dが作成して環境省が承認している循環型社会形成推進地域計画に従って、広域施設の整備が完了した時に2村が廃止することになっている既存施設は、2村が構成市町村になっている特定一部事務組合が特定米軍施設から排出される米軍ごみの処理を行うことを条件に防衛省の補助金を利用して整備しているので、環境省と県が2村に対して適切な技術的援助を与えて特定村Cが一般廃棄物処理基本計画を変更しない場合は同組合は永遠に補助目的を達成することができないことになる。
- ロ その特定一部事務組合も、特定村Dと同様に、一般廃棄物処理基本計画において米軍ごみのうち「可燃ごみ」以外の一般廃棄物（「不燃ごみ」と「粗大ごみ」と「資源ごみ」）を処理対象物から除外しているので、同組合が補助目的を達成する前に既存施設を廃止する場合は、防衛省の財産処分の承認基準に従って所定の補助金を返還して加算金を納付しなければならないことになる。
- ワ いずれにしても、環境省は、法令に違反して一般廃棄物処理事業を行っている市町村に対して財政的援助を与えることはできない。
- ヲ そして、法令に違反して一般廃棄物処理事業を行っている市町村に対して環境省が財政的援助を与える場合は、その前に、当該市町村に対して法令違反を是正するために必要となる技術的援助を与えなければならない。
- ン そして、環境省の技術的援助に従って市町村が法令違反を是正しない場合は、当該市町村に対して是正の要求をしなければならない。
- A しかし、環境省は、令和5年度においても、特定村Cと特定村Dに対して、法令違反を是正するために必要となる技術的援助を与えていない（重要）。
- B そして、環境省は、令和5年度においても、特定村Cと特定村Dに対して、法令違反に対する是正の要求をしていない（重要）。
- C 以上により、環境省が審査請求人が開示を求めている行政文書を保

有していない場合は、環境省が廃棄物処理法4条3項の規定に従って、特定県Aと特定村Cと特定村Dに対して必要な技術的援助を与えることに努めていないことになるので、同規定に基づく国の責務を十分に果たすために、速やかに作成して審査請求人に開示しなければならない（重要）。

D なお、環境省が審査請求人が開示を求めている行政文書を作成しない場合は、環境省が廃棄物処理法の規定に違反して不適正な一般廃棄物処理計画を策定している市町村（特定村Cと特定村D）に特段の配慮をして（法令違反を黙認して）財政的援助を与えていることになり、その場合は環境省の関係者（大臣を含む）に対して補助金適正化法の罰則規定が適用される恐れがあるので、不開示決定に当たって、その理由を明示しなければならない。

（4）意見書（原処分1）

ア 環境省の理由説明（一般廃棄物の処理は、市町村の自治事務とされており、当該事務には、民間委託処分も含めた一般廃棄物処理施設の整備等も含まれていると解されている。）に対する意見

（ア）廃棄物処理法4条1項の規定は、市町村の自治事務（法令の範囲で市町村が自主的に責任をもって処理する事務）に適用される規定であり、廃棄物処理法の目的と趣意に沿って一般廃棄物の適正処理を確保するために定められている最も重要な規定である。

（イ）しかし、市町村が他の市町村において一般廃棄物の民間委託処分を継続する場合は、その前に都道府県知事が民間業者に対して最終処分場の設置許可を与えていなければならない。

（ウ）また、市町村が他の市町村において一般廃棄物の民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画（10年から15年）を策定する場合は、廃棄物処理法6条3項の規定に従って他の市町村が策定している一般廃棄物処理基本計画との調和を保つように努めなければならない。

（エ）したがって、市町村が市町村の自治事務として、最終処分場の整備を行わずに他の市町村において一般廃棄物の民間委託処分を継続する施策を策定して実施するためには、①都道府県知事が許可権を発動することと、②自区域内に民間の最終処分場がある他の市町村から理解と協力を得ることが必須要件になる。

（オ）なお、市町村が自区域内において実施する一般廃棄物処理施設の整備については、都道府県知事の許可は不要であり、当然のこととして他の市町村の理解と協力を得ることも不要である。

（カ）いずれにしても、都道府県は民間業者が設置する一般廃棄物処理施設に対する許可権と許可取消権を有しているが、市町村は有して

いない。

- (キ) また、自区域内に民間業者が設置した一般廃棄物処理施設がある市町村は措置命令権と代執行権を有しているが、他の市町村において民間委託処分を行う市町村は有していない。
- (ク) しかし、環境省は「ごみ処理基本計画策定指針」に関する都道府県に対する通知（平成26年10月8日付環廃対発第1410081号）において、市町村による一般廃棄物の民間委託処理については、「受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものであり、市町村が委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は、受託者と連帯して生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずる必要がある。さらに、それらの措置が十分でない場合には、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。」としている。
- (ケ) したがって、市町村が他の市町村において一般廃棄物の民間委託処分を継続する自治事務には、他の市町村との間で紛争が生じる可能性があり、事実、特定県K特定市Lにおいて自区域内に一般最終処分場の最終処分場がある市町村（特定市L）と自区域外において民間委託処分を行っていた市町村（一部事務組合を含む）との間で紛争（特定訴訟）が生じている。
- (コ) このように、市町村の自治事務には、民間委託処分（市町村が自区域外において実施する事務処理）も含めた一般廃棄物処理施設の整備等（市町村が自区域内において実施する事務処理）も含まれていると解されているという理由説明には、重大な誤認がある。
- (サ) なお、市町村には、①一般廃棄物の適正処理を確保する責務と、②環境汚染等が生じた場合に汚染防止対策や汚染除去対策等を講じる責務がある。
- (シ) したがって、市町村が他の市町村において民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画（10年から15年）を策定する場合は、環境汚染等が生じた場合に汚染防止対策や汚染除去対策等を講じる責務があることを前提にして策定しなければならないことになる。
- (ス) しかし、民間委託により自区域内から一般廃棄物を搬出する市町村（以下「委託市町村」という。）は、廃棄物処理法の規定に基づく措置命令権と代執行権を有していない。
- (セ) 一方、自区域内に民間の一般廃棄物最終処分場がある他の市町村（以下「立地市町村」という。）は、廃棄物処理法の規定に基づく措置命令権と代執行権を有している。
- (ソ) したがって、委託市町村が立地市町村において、環境汚染等に対する汚染防止対策や汚染除去対策等を講じるためには、立地市町村

- に措置命令権や代執行権の発動を委ねなければならないことになる。
- (タ) このことは、他の市町村において民間委託処分を継続する市町村の自治事務は、本来の意味での自治事務とは異なる側面を有していることになる。
- (チ) このように、市町村による自区域外における民間委託処分を、市町村による自区域内における最終処分場の整備等を同じ自治事務として解されているという環境省の理由説明には、論理の飛躍がある。
- イ 環境省の理由説明（他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画が、最終処分場の整備を行う努力を放棄していることになるという事実はない。）に対する意見
- (ア) 廃棄物処理法6条2項、5項の規定により、市町村が一般廃棄物処理計画を策定する場合は、一般廃棄物の処理施設の整備に関する計画も定めなければならないことになっている。
- (イ) 環境省は、「ごみ処理基本計画策定指針」において、一般廃棄物処理基本計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、その策定に当たっては、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があるとしている。
- (ウ) なお、最終処分場の整備を行うことに努めている市町村が、最終処分場の整備が完了するまでは他の市町村において民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を策定している場合は、最終処分場の整備を行う努力を放棄していないことになるが、はじめから他の市町村において民間委託処分を継続する前提で最終処分場の整備を行わない一般廃棄物処理基本計画を策定している市町村は、明らかに最終処分場の整備を行う努力を放棄していることになる。
- (エ) 事実、特定県Aの特定村Cと特定村Dは、環境大臣が基本方針を定めた平成13年度から20年以上、最終処分場の整備を行わずに他の市町村において民間委託処分を継続していた。
- (オ) そして、特定県Aの特定村Cと特定村Dは、令和5年度においても、他の市町村において民間委託処分を継続する前提で最終処分場の整備を行わない一般廃棄物処理基本計画を変更していないので、2村は、明らかに最終処分場の整備を行う努力を放棄していることになる。
- (カ) しかも、環境省は、他の市町村において民間委託処分を継続する前提で最終処分場の整備を行わない一般廃棄物処理基本計画を策定している特定県Aの特定村Cと特定村Dに対して特定市Bを通じて

財政的援助を与えている。

(キ) ちなみに、他の市町村において民間委託処分を継続する前提で最終処分場の整備を行わないことにしている市町村が、民間委託処分が困難な状況になった場合に最終処分場の整備を検討する一般廃棄物処理基本計画を策定している場合であっても、その市町村は、やはり最終処分場の整備を行う努力を放棄していることになる。

(ク) なぜなら、その市町村は、一般廃棄物処理基本計画を策定したときに最終処分場の整備に必要な事務処理（整備計画の作成や用地選定等）に着手していないことになるからである。

(ケ) いずれにしても、特定県Aの特定村Cと特定村Dは、過去に遡って最終処分場の整備を行うことはできない。

(コ) したがって、特定県Aの特定村Cと特定村Dは、未来において最終処分場の整備に着手するときまでは、最終処分場の整備に努める責務を放棄している市町村になる。

ウ 以上のとおり、環境省の理由説明には重大な誤認があり、しかも、事実に反する説明になっているので、同省は本件不開示決定を維持することはできない。

なお、環境省が本件不開示決定を維持する場合は、同省の理由説明書が同省における公的な行政文書になるので、同省は理由説明書にある同省の考え方を国内のすべての都道府県と市町村に対して周知しなければならない。

なぜなら、環境省が本件不開示決定を維持する場合は、国内のすべての市町村が特定県Aの特定村Cと特定村Dと同様に最終処分場の整備を行う努力を放棄して他の市町村において民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画（10年から15年）を策定することができることになるからである。

(5) 意見書（原処分2）

ア 環境省の理由説明（一般廃棄物の処理は、市町村の自治事務とされており、当該事務には、民間委託処分も含めた一般廃棄物処理施設の整備等も含まれていると解されている。）に対する意見

(ア) ないし (コ) 上記 (3) ア (ア) ないし (コ) と同旨。

(サ) なお、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ）の自治事務は、その市町村の責任において実施することが前提になっているので、市町村が自区域内において実施する自治事務と市町村が自区域外において実施する自治事務を同列に置いて法令解釈を行うことはできない。

(シ) その証拠に、最高裁判所は、一般廃棄物の処理は本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるという法令解釈を

行っている。

(ス) しかし、環境省は、市町村が自区域内において実施する自治事務と市町村が自区域外において実施する自治事務を同列に置いて理由説明を行っている。

(セ) このように、環境省の理由説明には、重大な誤認がある。

イ 環境省の理由説明（他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画が、最終処分場の整備を行う努力を放棄していることになるという事実はない。）に対する意見

(ア) ないし (コ) 上記 (3) イ (ア) ないし (コ) と同旨。

(サ) なお、特定県Aの特定村Cと特定村Dが構成市町村になっている特定一部事務組合も、2村と同様に他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を策定している。

(シ) ちなみに、特定県Aは、特定一部事務組合が平成26年度から灰溶融炉を休止するときに、同組合に対して廃棄物処理法6条の2の規定を法的根拠にして、最終処分場の整備を行わずに他の市町村において民間委託処分を継続することができるという趣旨の技術的援助を文書により与えている。

(ス) そして、特定一部事務組合は特定県Aの技術的援助に従って、最終処分場の整備を行う努力を放棄している。

(セ) したがって、特定県Aの特定村C・特定村D地域は、完全に最終処分場の整備を行う努力を放棄していることになる。

(ソ) このように、環境省の理由説明は、事実を無視した説明になっている。

ウ 以上のとおり、環境省の理由説明には重大な誤認があり、しかも、事実に反する説明になっているので、同省は本件不開示決定を維持することはできない。

なお、環境省が本件不開示決定を維持する場合は、同省の理由説明書が同省における公的な行政文書になるので、同省は一般廃棄物処理施設の整備に関する廃棄物処理法の基本方針を変更して、国内のすべての都道府県と市町村に対して周知しなければならない。

なぜなら、環境大臣は大臣が定めている廃棄物処理法の基本方針において、「一般廃棄物処理施設の整備については、市町村が一般廃棄物処理計画を作成して実施することを基本とする。」としているからである。

(6) 意見書（原処分3）

ア 上記 (3) アと同旨。

イ 上記（４）イと同旨。

ウ そもそも、審査請求人は、市町村が他の市町村において民間委託処分を継続する場合に、民間業者に処分を委託する側の市町村の責任と、民間業者に最終処分場の設置許可を与えている都道府県の責任と、自区域内に民間の一般廃棄物最終処分場がある市町村の責任の違いが分かる行政文書の開示を求めている。

しかし、環境省の理由説明は、単に民間業者に処分を委託する側の市町村の責任に関する説明になっていて、民間業者に最終処分場の設置許可を与えている都道府県の責任と、自区域内に民間の一般廃棄物最終処分場がある市町村の責任については、完全に無視しているので、同省は本件不開示決定を維持することはできない。

なお、環境省が本件不開示決定を維持する場合は、廃棄物処理法を所管している同省が、市町村が他の市町村において一般廃棄物（災害廃棄物を含む）の民間委託処分を継続する場合の都道府県の責任と、自区域内に民間の一般廃棄物最終処分場がある市町村の責任を明確にしないまま事務処理を行っていることになるので、総務省から何らかの勧告を受ける可能性がある。

なぜなら、すでに、特定県Kの特定市Lと同市にある民間の最終処分場に一般廃棄物の処分を委託していた他の市町村（一部事務組合を含む）との間で、紛争（特定訴訟）が生じているからである。

そして、総務省も循環基本法に基づく循環基本計画と、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設整備計画を閣議決定している政府の一員だからである。

いずれにしても、市町村には、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講じる責務と、環境汚染等が生じた場合に必要な対策を講じる責務があるので、環境省が本件不開示決定を維持する場合は、廃棄物処理法を改正して、他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する市町村に対して、市町村の自治事務として市町村の責務が十分に果たされるように措置命令権と代執行権を与えなければならない。

ただし、その場合は、当然のこととして、廃棄物処理法の規定において、自区域外において一般廃棄物の民間委託処分を継続している市町村の責任と、民間業者に最終処分場の設置許可を与えている都道府県の責任と、自区域内に民間の一般廃棄物最終処分場がある市町村の責任も明確にしなければならない。

（７）意見書（原処分４）

ア 環境省の理由説明（一般廃棄物の処理は、一般的に、地方自治２条及び廃棄物処理法２４条の４の規定により、市町村の自治事務とされ

ており、当該事務には民間委託を含めた一般廃棄物処理施設の整備等も含まれていると解されているところであるため、他の市町村にある民間の一般廃棄物処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画が廃棄物処理法の目的及び趣旨に反するという事実はない。)に対する意見

(ア) 環境省は平成26年1月28日の最高裁判決(一般廃棄物処理業許可取消等, 損害賠償事件)を受けて同年10月8日に都道府県に対して通知(環発対発第1410081号)を发出しているが, 同省は同通知において, 「最高裁の判決は廃棄物処理法の目的及び趣意に沿ったものである。」としている。

(イ) そして, 環境省は全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議において, 都道府県に対して市町村に対する同通知の周知徹底を要請している。

(ウ) しかし, 最高裁判所は, この判決において, 「一般廃棄物の処理は本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業である。」という法令解釈を明らかにしている。

(エ) しかも, 環境大臣は廃棄物処理法の基本方針において, 「一般廃棄物処理施設の整備については, 市町村が一般廃棄物処理計画を作成して実施することを基本とする。」としている。

(オ) このことは, 市町村が他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する施策は, 廃棄物処理法の目的及び趣意に沿った基本的な施策ではなく, 例外的な施策になることを意味している。

(カ) したがって, 他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画が廃棄物処理法の目的及び趣意に反する事実はないという環境省の理由説明は, 最高裁判所の法令解釈とは異なる説明になる。

(キ) しかも, 他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画が廃棄物処理法の目的及び趣意に反する事実はないという環境省の理由説明は, 同省が都道府県に发出している通知(環発対発第1410081号)との整合性が確保されていないことになる。

(ク) このように, 環境省の理由説明には大きな矛盾があり, しかも事実と反する説明になっている。

イ 環境省の理由説明(特定村Dが最終処分場の整備を行う努力を放棄しているという事実はない。)に対する意見

(ア) 特定村Dが環境大臣が廃棄物処理法の基本方針を定めた平成15年から20年以上, 最終処分場の整備を行わずに他の市町村におい

て民間委託処分を継続していたのは事実である。

- (イ) そして、特定村Dが令和5年度においても、他の市町村において民間委託処分を継続する前提で最終処分場の整備を行わない一般廃棄物処理基本計画を策定していることも事実である。
 - (ウ) そして、特定村Dは、廃棄物処理法6条4項の規定に従って、同村が策定した一般廃棄物処理基本計画を住民等に公表している。
 - (エ) したがって、特定村Dの住民等は、同村が計画期間中は、これまで通り、最終処分場の整備を行わずに他の市町村において民間委託処分を継続する施策を講じていることを事実として認識していることになる。
 - (オ) 言うまでもなく、廃棄物処理法4条1項の規定により、最終処分場の整備に努める責務を有している市町村が、市町村の一般廃棄物処理基本計画において、他の市町村において民間委託処分を継続することを前提にして最終処分場の整備を行わない計画を策定して住民等に公表している場合は、その市町村は住民等に対して計画期間中は最終処分場の整備を行わないことを周知していることになるので、特定村Dは明らかに最終処分場の整備を行う努力を放棄していることになる。
 - (カ) したがって、他の市町村において民間委託処分を継続することを前提にして最終処分場の整備を行わない一般廃棄物処理基本計画を策定している特定村Dに対して、最終処分場の整備を行う努力を放棄しているという事実はないと断言している環境省の理由説明には、重大な誤認がある。
- ウ 環境省の理由説明（環境省が特定村Dに対して必要な技術的援助を与えずに財政的援助を与えることができると判断しているという事実もない。）に対する意見
- (ア) 環境省が、廃棄物処理法4条3項の規定に基づいて同法4条1項の規定に従って最終処分場の整備に努めていない特定村Dに対して、同規定における同村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助をえずに特定市Bを通じて財政的援助を与えていることは事実である。
 - (イ) したがって、環境省は特定村Dに対して必要な技術的援助を与えずに財政的援助を与えることができると判断していることになる。
 - (ウ) なお、環境省が特定村Dに対して技術的援助を与える必要はないと判断している場合は、同村が廃棄物処理法4条1項の規定に従って村の責務を十分に果たすように努めていると判断していることになる。
 - (エ) しかし、特定村Dは最終処分場の整備に努める責務を放棄してお

り、廃棄物処理法の規定に違反して一般廃棄物処理基本計画を策定している。

(オ) したがって、特定村Dは廃棄物処理法4条1項の規定に従って村の責務を十分に果たすように努めていないことになる。

(カ) そして、環境省は、特定村Dに対して廃棄物処理法4条3項の規定に従って、同法4条1項の規定に基づく村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めていないことになる。

(キ) その特定村Dに対して、環境省は特定市Bを通じて、すでに財政的援助を与えている。

(ク) このように、環境省の理由説明には、大きな矛盾がある。

エ 以上のとおり、環境省の理由説明は、同省の事務処理を正当化することだけを目的とした乱暴な説明になっているので、同省は本件不開示決定を維持することはできない。

なお、環境省が本件不開示決定を維持する場合は、同省の理由説明書が同省における公的な行政文書になるので、同省は本件不開示決定を維持する前に、理由説明書における同省の矛盾を解消しなければならないことになる。

なぜなら、矛盾を解消しない場合は、同省が二重行政を行っていることになり、補助金適正化法3条1項の規定に従って循環型社会形成推進交付金が公正に使用されるように努めていないことになるからである。

いずれにしても、環境省が審査請求人が開示を求めている行政文書に対する不開示決定を維持する場合は、循環型社会形成推進交付金に対する環境省の補助採択に基づいて地方公共団体に対する地方財政措置を講じている総務省が、環境省における循環型社会形成推進交付金の交付決定及び予算執行に関する事務処理に対して全国的な調査を行い、その調査結果に基づいて同省の事務処理の適正化を図るために、同省に対して何らかの勧告を行わなければならない状況になると判断している。

また、総務省に対する諮問の結果にかかわらず、環境省が審査請求人が開示を求めている行政文書に対する不開示決定を維持する場合は、同省の理由説明書が公的な行政文書になるので、同省はその前提に立って、廃棄物処理法を所管している同省の責任において、市町村による一般廃棄物の適正な処理（収集・運搬と最終処分を含む）を推進するための事務処理（市町村と都道府県に対する技術的援助を含む）を行わなければならないことになる。

最後に、環境省の理由説明書によって、同省が特定県Aの特定村C

と特定村Dと2村が構成市町村になっている特定一部事務組合における過去と現在の一般廃棄物処理事業（一般廃棄物処理計画の策定を含む）の実態を把握していない状態で、同省が同省の内規である循環型社会形成推進交付金交付要綱及び循環型社会形成推進交付金取扱要領と同要綱に規定する法定計画ではない循環型社会形成推進地域計画のみを根拠にして、補助金適正化法の規定に基づく補助金に該当する循環型社会形成推進交付金に対する交付を決定して同交付金に係る予算を執行していることが判明した。

しかし、環境省は循環型社会形成推進交付金交付要綱において「循環型社会形成推進交付金については、補助金適正化法その他の法令及び関連通知のほか、この循環型社会形成推進交付金交付要綱に定めるところにより行うものとする。」としているので、結果的に同省は同省の循環型社会形成推進交付金交付要綱に反して（廃棄物処理法4条及び6条の規定等を見做して）循環型社会形成推進交付金に対する交付を決定して同交付金に係る予算を執行していることになる。

さらに言えば、環境省は循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて同省が作成している循環型社会形成推進交付金Q&A集において、「地域計画の策定主体は、一般廃棄物処理計画と地域計画の整合性が確保されるよう配慮する必要がある。」として、一般廃棄物処理計画と地域計画との整合性を確保することを循環型社会形成推進交付金の交付要件にしているにもかかわらず、同省は理由説明書において「各市町村の一般廃棄物処理計画について、環境省が適正か否かを判断している事実はない。」という説明や、「基本計画を策定することは循環型社会形成推進交付金の交付要件になっていない。」という説明を行っているので、同省は明らかに同省の循環型社会形成推進交付金交付要綱における交付要件を使い分けて循環型社会形成推進交付金に対する交付を決定して同交付金に係る予算を執行していることになる。

いずれにしても、環境省が審査請求人が開示を求めている行政文書に対する不開示決定を維持した場合は、同省が理由説明書にある同省の考え方に基づいて循環型社会形成推進交付金の交付に対する不適正な事務処理を継続していくことになる。

しかし、仮にそのようなことになった場合は、環境省の循環型社会形成推進交付金制度は完全に崩壊することになる。

なぜなら、環境省の循環型社会形成推進交付金制度は、環境大臣ではなく、同省の職員（国家公務員）が定めた法的拘束力のない同省の内規である循環型社会形成推進交付金交付要綱（市町村が廃棄物

処理法に違反して一般廃棄物の処理を行っている場合や、ごみ処理基本計画策定指針に即して一般廃棄物処理基本計画を策定していない場合であっても、循環型社会形成推進交付金の交付を受けることができる瑕疵のある要綱)に基づいて、同省の職員(国家公務員)の判断において循環型社会形成推進交付金に対する交付を決定して同交付金に係る予算を執行することができる法的安定性を欠いた不公正な制度になっているからである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案経緯

- (1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し令和5年1月23日及び同月27日付けで本件対象文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行い、処分庁は同月24日及び同月30日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、令和5年3月20日及び27日付けで審査請求人に対し、行政文書の開示をしない旨の決定通知(原処分)を行った。
- (3) これに対し審査請求人は令和5年4月28日及び同年5月26日付けで処分庁に対してこの原処分について「審査請求に係る処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。」という趣旨の審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行い、同年5月15日及び同月29日付けで受理した。
- (4) 本件審査請求について検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

処分庁は、次の理由から、法9条2項に基づき不開示決定をしたものである。本件開示請求に対する処分庁の考え方は以下のとおりである。

(1) 原処分1について

開示請求においては、「廃棄物処理法を所管している国の行政機関である環境省が、市町村の自治事務である一般廃棄物処理事業に対する法定計画である一般廃棄物処理基本計画(10年～15年)において、市町村は同法4条1項の規定に従って最終処分場の整備を行う努力を放棄して、都道府県知事が他の市町村において設置許可を与えている民間の一般廃棄物最終処分場に継続して処分を委託する計画を策定することができる」と判断している」理由等について開示請求がなされているところ、かかる環境省が個別の一般廃棄物処理基本計画について策定できるか否かについて判断しているという事実はないため、その理由を具体的に明示した行政文書は存在しないと判断したものである。

(2) 原処分2について

開示請求においては、「市町村の自治事務において地域ごとに必要となる最終処分場の整備を放棄している市町村であっても、都道府県知事が他の市町村において設置許可を与えている一般廃棄物最終処分場において地域ごとに必要となる最終処分場を継続的に確保する一般廃棄物処理基本計画（10年～15年）を策定することができると判断している」理由等について開示請求がなされているところ、かかる環境省が個別の一般廃棄物処理基本計画について策定できるか否かについて判断しているという事実はないため、その理由を具体的に明示した行政文書は存在しないと判断したものである。

(3) 原処分3について

開示請求においては、「廃棄物処理法の上位法である循環基本法に基づく循環基本計画において、政府は「一般廃棄物の処理においては、市町村がその地域内における一般廃棄物処理の統括的責任を有している。」としているが、「市町村は最終処分場の整備を放棄して他の市町村において都道府県知事が設置許可を与えている民間の最終処分場に継続して処分を委託する一般廃棄物処理基本計画（10年～15年）を策定することができる。」と判断している環境省が考えている、民間業者に処分を委託する側の市町村と民間業者に施設の設置許可を与える側の都道府県と地域内に都道府県知事が設置許可を与えた民間の最終処分場がある市町村の行政上の責任の違いが分かる行政文書（都道府県に対する環境省の事務連絡の記録及び貴省が都道府県に発出している通知等を含む）。」について開示請求がなされているところ、かかる環境省が、「市町村は最終処分場の整備を放棄して他の市町村において都道府県知事が設置許可を与えている民間の最終処分場に継続して処分を委託する一般廃棄物処理基本計画（10年～15年）を策定することができる。」と判断しているという事実はないため、その前提に基づく、各市町村の行政上の責任の違いに関する行政文書は存在しないと判断したものである。

(4) 原処分4について

開示請求においては、「廃棄物処理法4条1項の規定に従って最終処分場の整備を行う努力を放棄している市町村であり、同法6条1項から3項の規定に従って適正な一般廃棄物処理計画を策定していない市町村である特定県Aの特定村Dに対して、同法を所管している国の行政機関である環境省が、同法4条3項の規定に従って必要な技術的援助を与えずに財政的援助を与えることができると判断していた」理由等について開示請求がなされているところ、かかる環境省が個別の一般廃棄物処理計画について適正か否かについて判断しているという事実はないため、

その前提に基づき作成された行政文書は存在しないと判断したものである。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

上記第2の1と同旨。

(2) 審査請求の理由

上記第2の2(1)及び(2)と同旨。

4 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は原処分 of 取消しを求めているので、その主張について検討する。

(1) 原処分1及び原処分2について

審査請求人は、各市町村の一般廃棄物処理基本計画について、環境省が策定できるか否かについて判断していると考え、その作業に関する文書が作成・取得されているはずだと主張している。

しかし、各市町村の一般廃棄物処理基本計画については、環境省が策定できるか否かを判断している事実はない。

また、一般廃棄物の処理は、一般的に、地方自治法2条及び廃棄物処理法24条の4の規定により市町村の自治事務とされており、当該事務には、民間委託処分も含めた一般廃棄物処理施設の整備等も含まれていると解されているところであるため、他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画が、最終処分場の整備を行う努力を放棄していることになるという事実はない。

以上のことから、原処分に係る審査請求人の主張は誤りである。

(2) 原処分3について

審査請求人は、環境省が、市町村は最終処分場の整備を放棄して他の市町村において都道府県知事が設置許可を与えている民間の最終処分場に継続して処分を委託する一般廃棄物処理基本計画(10年～15年)を策定することができると判断していると考え、その前提に基づく、各市町村の行政上の責任の違いに関する行政文書が作成・取得されているはずだと主張している。

しかし、各市町村の一般廃棄物処理基本計画については、環境省が策定できるか否かを判断している事実はない。

また、一般廃棄物の処理は、一般的に、地方自治法2条及び廃棄物処理法24条の4の規定により市町村の自治事務とされており、当該事務には、民間委託処分も含めた一般廃棄物処理施設の整備等も含まれていると解されているところであるため、他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理

基本計画が、最終処分場の整備を行う努力を放棄していることになるという事実はない。

以上のことから、原処分に係る審査請求人の主張は誤りである。

(3) 原処分4について

審査請求人は、各市町村の一般廃棄物処理計画について、環境省が適正か否かを判断しているという前提に基づき、環境省が特定村Dに対して必要な技術的援助を与えずに財政的援助を与えることができると判断していると考え、その理由に関する文書が作成・取得されているはずだと主張している。

しかし、各市町村の一般廃棄物処理計画については、環境省が適正か否かを判断している事実はない。

また、一般廃棄物の処理は、一般的に、地方自治法2条及び廃棄物処理法24条の4の規定により市町村の自治事務とされており、当該事務には、民間委託処分も含めた一般廃棄物処理施設の整備等も含まれていると解されているところであるため、他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画が廃棄物処理法の目的及び趣旨に反するということはないことから、特定村Dが最終処分場の整備を行う努力を放棄しているという事実はなく、環境省が特定村Dに対して必要な技術的援助を与えずに財政的援助を与えることができると判断しているという事実もない。

以上のことから、原処分に係る審査請求人の主張は誤りである。

5 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年8月2日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第667号、同第669号及び同第679号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月28日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第752号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑤ 同年9月19日 審査請求人から意見書を收受（令和5年（行情）諮問第667号、同第669号及び同第679号）
- ⑥ 同年10月11日 審査請求人から意見書を收受（令和5年

(行情) 諮問第 7 5 2 号)

- ⑦ 同年 1 1 月 1 7 日 審議 (令和 5 年 (行情) 諮問第 6 6 7 号, 同第 6 6 9 号, 同第 6 7 9 号及び同第 7 5 2 号)
- ⑧ 同年 1 2 月 1 1 日 令和 5 年 (行情) 諮問第 6 6 7 号, 同第 6 6 9 号, 同第 6 7 9 号及び同第 7 5 2 号の併合並びに審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は, 本件対象文書の開示を求めるものであり, 処分庁は, 本件対象文書を作成・取得しておらず, 保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し, 審査請求人は, 審査請求書の内容に鑑みれば, 個々の一般廃棄物処理基本計画について, 環境省が, 当該基本計画が適正な計画か否かを判断していることを前提として, 本件対象文書を保有している旨主張し, 原処分の取消しを求めているところ, 諮問庁は, 原処分を維持することが妥当としていることから, 以下, 本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書の保有の有無について, 上記第 3 の 2 及び 4 のとおり, 諮問庁は, 他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を策定することが, 最終処分場の整備を行う努力を放棄していることにはならないし, また, 各市町村の一般廃棄物処理基本計画について, 環境省が適正な計画か否かを判断している事実はなく, 本件対象文書を作成・取得していない旨説明する。

- (2) 以下, 検討する。

当審査会において, 廃棄物処理法及び環境省のウェブサイト等に掲載されている「ごみ処理基本計画策定指針」を確認したところ, 廃棄物処理法 6 条 1 項において, 市町村は, 一般廃棄物処理計画 (一般廃棄物処理基本計画, 実施計画) を定めなければならないと定められており, 同条 2 項ないし 4 項において, 一般廃棄物処理計画に定める事項, 他の市町村の一般廃棄物処理計画との調和に努めること, 一般廃棄物処理計画の公表に努めることが定められているものの, 環境省に対し個々の一般廃棄物処理計画の承認等を求める規定はなく, 環境省が定めるごみ処理基本計画策定指針においても, 個々の一般廃棄物処理計画の策定に当たって, 環境省の確認等は必要とされていないものと認められる。したがって, 他の市町村にある民間業者への委託処分の継続を内容とする基本

計画に限らず、個別の一般廃棄物処理基本計画について、環境省が、これを適正なものか否かを判断しているという事実自体が認められないため、本件対象文書を作成・取得していないとの上記（１）の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえない。

（３）また、本件対象文書の探索について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、本件開示請求・審査請求を受け、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課の執務室内文書保管場所、執務室外書庫、文書管理システムに保存されている電子ファイル及び同課専用共有フォルダ等の探索を行ったものの、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった旨説明するが、その方法・探索の範囲が不十分とはいえない。

（４）したがって、環境省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、環境省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 白井幸夫，委員 田村達久，委員 野田 崇

別紙

本件対象文書

1 原処分1

廃棄物処理法を所管している国の行政機関である環境省が、市町村の自治事務である一般廃棄物処理事業に対する法定計画である一般廃棄物処理基本計画（10年～15年）において、市町村は同法4条1項の規定に従って最終処分場の整備を行う努力を放棄して、都道府県知事が他の市町村において設置許可を与えている民間の一般廃棄物最終処分場に継続して処分を委託する計画を策定することができると判断している理由とその法的根拠が分かる行政文書

2 原処分2

廃棄物処理法の基本方針において、一般廃棄物の最終処分場については「地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとする。」としている環境大臣が、市町村の自治事務において地域ごとに必要となる最終処分場の整備を放棄している市町村であっても、都道府県知事が他の市町村において設置許可を与えている一般廃棄物最終処分場において地域ごとに必要となる最終処分場を継続的に確保する一般廃棄物処理基本計画（10年～15年）を策定することができると判断している理由とその法的根拠が分かる行政文書

3 原処分3

廃棄物処理法の上位法である循環基本法に基づく循環基本計画において、政府は「一般廃棄物の処理においては、市町村がその地域内における一般廃棄物処理の統括的責任を有している。」としているが、「市町村は最終処分場の整備を放棄して他の市町村において都道府県知事が設置許可を与えている民間の最終処分場に継続して処分を委託する一般廃棄物処理基本計画（10年～15年）を策定することができる。」と判断している環境省が考えている、民間業者に処分を委託する側の市町村と民間業者に施設の設置許可を与える側の都道府県と地域内に都道府県知事が設置許可を与えた民間の最終処分場がある市町村の行政上の責任の違いが分かる行政文書（都道府県に対する環境省の事務連絡の記録及び貴省が都道府県に発出している通知等を含む）

4 原処分4

廃棄物処理法4条1項の規定に従って最終処分場の整備を行う努力を放棄している市町村であり、同法6条1項から3項の規定に従って適正な一般廃

棄物処理計画を策定していない市町村である特定県Aの特定村Dに対して、同法を所管している国の行政機関である環境省が、同法4条3項の規定に従って必要な技術的援助を与えずに財政的援助を与えることができると判断していた理由とその法的根拠が分かる行政文書